

第2節 災害保健医療対策

【基本計画】

- 災害時の医療の確保を図るため、災害拠点病院の整備を促進し、医療施設等の機能強化を図ります。
- 災害により災害地の復興が長期化した場合、被災地の住民の健康管理、生活環境の確保体制の一層の整備を図ります。
- 保健所は、災害時に市町村が実施する防疫、保健活動等を支援し、効果的な活動が実施できるように、今後も関係機関との連携を図ります。
- 医療救護マニュアルをもとに、危機管理対応の充実を図ります。
- 発災直後に関係機関と連携して、協定等に基づき災害派遣医療チーム(DMAT)を運用します。
- ドクターヘリなどを活用し、重篤な被災者の広域搬送などを行います。

【目標値】

※ 検討中

【現状と課題】

現 状

- 1 発災前対策
 - 東海・東南海地震等の大規模災害に備え、愛知県地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画）を策定しています。
 - 病院等に対して防災マニュアルの作成及び医療施設に対して耐震性の強化などを指導しています。
 - 機能強化の観点から、災害拠点病院や地域の中核病院、地区医師会は県の総合防災訓練や県営名古屋空港消火救難総合訓練に参加しています。
 - 県は大規模災害に備え、平常時から災害直後、復旧・復興期までの保健師の活動を示した「災害時保健活動マニュアル」を策定しています。また保健所・市町村による地域特性に応じた「災害時保健活動マニュアル」の作成や不測の事態に備えるための図上演習等の研修の開催など災害時保健活動の体制整備を図っています。
 - 災害拠点病院は、重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、広域搬送機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、医療資機材の貸出機能などを有しています。

課 題

- 愛知県地域防災計画に定める医療救護活動については、過去の地震の状況や県の総合防災訓練等の結果を基に、必要に応じて見直す必要があります。
- 大規模地震の被害を少なくするため、病院の耐震化や耐震診断等の実施を推進していく必要があります。
- 市町村は、各市町村の防災計画のなかで発災直後からの健康問題への保健活動の役割を検討し平常時に体制を整備しておく必要があります。
- 災害拠点病院は、全ての施設の耐震化を図るなど、施設、設備の充実及び機能の強化を図る必要があります。

- 平成18年9月の災害拠点病院指定方針の見直しにより、広域二次救急医療圏ごとに複数の災害拠点病院を指定しています。現在、県内に32か所を指定しています。(表3-2-1)
- 2 発災時対策（発災から概ね3日間）
- 「災害派遣医療チーム（DMAT）」の派遣を要請し、関係機関と連携して医療救護活動を行います。
 - 愛知県広域災害・救急医療情報システムにより、災害拠点病院、2次医療機関を始めとする医療機関、消防機関等の災害時における情報把握体制を整備しています。
 - 平成8年4月から、大規模災害の発生時において不足し供給が困難となることが予測される医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料について備蓄を行い、災害発生時における県内全域の広域的な医薬品等の供給体制を整備しています。(平成21年10月現在、医薬品は70品目を10か所、衛生材料は46品目を5か所において備蓄)
また、医療用ガス、歯科用品については、関係団体と供給協定を締結しています。
 - 災害時の医療救護体制を確保するため、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会及び日本赤十字社愛知県支部と医療救護等に関する協定を締結しています。
さらに広域災害に対応するため、中部9県1市による災害応援に関する協定を締結しています。
 - 早期に組織を立ち上げ、被災状況・被災地のニーズなど情報の収集に努め、保健所・市町村が被災地において迅速に初動態勢の確立が図られるよう必要なマンパワー、資源の確保及び調整を図り、被災住民の生命と安全の支援をすることとしています。
- 3 発災後対策(概ね4日目以降)
- (1) 医療保健対策
- 保健所は市町村と連携、協力して避難所及び在宅生活者等の情報収集活動を行うとともに、災害時要援護者及び被災住民への健康相談、歯科保健相談、精神保健相談、栄養指導等の保健活動が推進できるよう人的・物的資源の確保と調整・必要な災害情報の提供をすることとしています。
 - 災害拠点病院の整備促進を図っていく必要があります。
 - DMATと関係機関との連携訓練を継続して行う必要があります。
 - 災害時に愛知県広域災害・救急医療情報システムを迅速かつ適切に運用するため、県医師会等と協力して、訓練を実施する必要があります。
 - 現在配備している災害時優先携帯電話以外にも通信手段を確保し、大規模災害発生時に機能する通信連絡網を整備する必要があります。
 - 被災住民に対し、迅速に活動が展開できるように、市町村、保健所、県が速やかに連携し、施設整備やマンパワーの確保等を含めた初動態勢を確立する必要があります。
 - 県の総合防災訓練等において保健活動の体制を点検し、その内容及び実施方法を必要に応じて見直す必要があります。
 - 災害時要援護者に係る情報の把握、共有及び安否確認等の円滑な実施には、関係部局が連携して、要援護者情報を自主的防災組織や民生委員・児童委員等の関係機関と共有する必要があります。
 - 災害時における被災者の生活支援活動の主体は市町村ですが、健康確保と生

時期	重点保健活動
概ね4日から2週間	心身・生活の安定への支援
2週間から災害対策本部解散まで	日常生活への移行・安定支援
災害対策本部解散後の復旧・復興期	人生・地域の再建への支援 新たなコミュニティ作り

活衛生の面では、保健所が積極的に関わるといった重層的な支援体制が必要です。

(2) 防疫対策

- 災害発生時には、被災地において感染症がまん延しないように、感染症発生状況やその兆候等の把握及び防疫活動状況等の把握を行います。

- 災害に応じた防疫活動がいずれの被災地においても効果的に行われるよう市町村と保健所との連携体制を構築する必要があります。

(3) 食品衛生対策

- 救援物資集積所等の把握及び避難所等で食中毒発生防止に必要な食品衛生対策を実施します。
また、食品関係営業施設に対し、復旧活動について指導することとしています。

4 危機管理対応

- 2005年国際博覧会における対応を踏まえ、テロ等により多数の傷病者が発生した場合を想定し、広域的な医療救護体制等について災害時医療救護マニュアルを作成し、医療機関、警察、消防等と連携した実動訓練を実施しています。

- 東海・東南海地震などの大規模災害時における危機管理対応を強化していく必要があります。

【今後の方策】

- 災害時の医療の確保を図るため、災害拠点病院など医療施設等の耐震化を推進するとともに、施設、設備の充実及び機能の強化を図ります。
- 災害が発生した場合にDMATが能力を発揮できるよう関係機関と連携した訓練を実施していきます。
- 災害時医療救護マニュアルをもとに、東海・東南海地震などの大規模災害時における危機管理対応の充実を図ります。
- 災害発生に備え、防災局をはじめとする関係部署が協働して迅速に初動時態勢を確立するため、発災前対策の強化を図ります。

表3-2-1 災害拠点病院

平成 21 年 10 月 1 日現在

所在地	病院名	電話番号	救命救急センター		災害拠点病院	
			種類	指定年月日	種類	指定年月日
昭和区	第二赤十字病院	052-832-1121	救命	S59.4.1	中核	地域 H8.11.26 中核 H19.3.31
	名大附属病院	052-741-2111			地域	H19.3.31
千種区	市立東市民病院	052-721-7171			地域	H19.3.31
中区	(国)名古屋医療センター	052-951-1111	救命	S54.6.1	中核	地域 H8.11.26 中核 H19.3.31
南区	社会保険中京病院	052-691-7151	救命	H15.4.1	中核	地域 H8.11.26 中核 H19.3.31
瑞穂区	名市大病院	052-851-5511			地域	H19.3.31
天白区	名古屋記念病院	052-804-1111			地域	H19.3.31
中村区	第一赤十字病院	052-481-5111	救命	H15.5.1	中核	地域 H8.11.26 中核 H19.3.31
中川区	掖済会病院	052-652-7711	救命	S53.5.23	中核	地域 H8.11.26 中核 H19.3.31
港区	中部労災病院	052-652-5511			地域	H19.3.31
弥富市	厚生連 海南病院	0567-65-2511			地域	H15.4.1
津島市	津島市民病院	0567-28-5151			地域	H19.3.31
一宮市	一宮市民病院	0586-71-1911			地域	H19.3.31
	総合大雄会病院	0586-72-1211			地域	H19.3.31
稲沢市	厚生連尾西病院	0587-97-2131			地域	H21.4.1
江南市	厚生連 江南厚生病院	0587-51-3333			地域	H20.5.1
小牧市	小牧市民病院	0568-76-4131	救命	H3.4.1	中核	地域 H8.11.26 中核 H19.3.31
瀬戸市	公立陶生病院	0561-82-5101			地域	H21.10.1
豊明市	藤田保健衛生大病院	0562-93-2000	救命	S54.4.5	基幹	H8.11.26
長久手町	愛知医大病院 ※1	0561-62-3311	高度	救命 S54.7.1 高度 H8.3.28	基幹	地域 H8.11.26 基幹 H18.9.25
半田市	市立半田病院	0569-22-9881	救命	H17.2.1	中核	地域 H8.11.26 中核 H19.3.31
美浜町	厚生連知多厚生病院	0569-82-0395			地域	H19.3.31
安城市	厚生連安城更生病院	0566-75-2111	救命	H14.5.1	中核	地域 H15.4.1 中核 H19.3.31
刈谷市	刈谷豊田総合病院	0566-21-2450			地域	H19.3.31
西尾市	西尾市民病院	0563-56-3171			地域	H19.3.31
岡崎市	岡崎市民病院	0564-21-8111	救命	S56.4.1	中核	地域 H8.11.26 中核 H19.3.31
豊田市	厚生連豊田厚生病院	0565-31-1511	救命	H20.1.1	中核	地域 H8.11.26 中核 H20.1.1
	トヨタ記念病院	0565-28-0100			地域	H19.3.31
豊橋市	豊橋市民病院	0532-33-6111	救命	S56.4.8	中核	地域 H8.11.26 中核 H19.3.31
	(国)豊橋医療センター	0532-62-0301			地域	H19.3.31
豊川市	豊川市民病院	0533-86-1111			地域	H19.3.31
新城市	新城市民病院	0536-22-2171			地域	H8.11.26

※1 ドクターヘリ運航事業(H14.4.1)

「高度」は、高度救命救急センター(1か)「基幹」は、基幹災害医療センター(2か所)
「救命」は、救命救急センター(12か所)「中核」は、地域中核災害医療センター(11か所)
「地域」は、地域災害医療センター(19か所)

※ 最新の医療機関名については別表をご覧ください。

用語の解説

- 災害拠点病院
重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、広域搬送機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、医療資器材の貸出機能などを有するもので、基幹災害医療センター、地域中核災害医療センター、地域災害医療センターの3種類を指定しています。
- 愛知県広域災害・救急医療情報システム
医療機関の被災情報、支援情報を全国ネットで把握できる総合的な医療情報を把握するシステムであり、迅速かつ適切な医療救護活動に活用しています。
- 災害派遣医療チーム(DMAT:Disaster Medical Assistance Team)
災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。
(DMATによる活動内容)
 - ① 災害現場でのトリアージなどの現場活動
 - ② 災害拠点病院などへの医療支援
 - ③ 被災地内における搬送(災害現場→医療機関、医療機関→SCU、SCU→医療機関など)
 - ④ 被災地内で対応困難な重症患者を被災地外へ搬送する時に必要な医療活動(航空搬送時の診療や広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)での診療・トリアージ)
- 災害時保健活動マニュアル
「被災後の生活安定対策の準備」として地震災害時の被災者の健康管理を保健師が迅速・的確に行うための指針です。(平成16年3月作成)

広域災害・救急医療体制

